

「二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の制定について、資料に基づき、補足説明をいたします。

今回の条例制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動用自動車の使用料、選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用が、条例を制定することにより選挙公営の対象とすることができることとされたので、制定するものです。

資料の1枚目「公職選挙法の一部を改正する法律概要」をご覧ください。

第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大ですが、①選挙運動用自動車の使用については、条例第2条から第5条までに位置付けられています。

②選挙運動用ビラの作成については、条例第6条から第8条までに位置付けられています。

③選挙運動用ポスターの作成については、条例第9条から第11条までに位置付けられています。

第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁ですが、選挙運動用ビラの頒布及び上限枚数1,600枚については、公職選挙法第142条に規定しています。

また、**第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入**ですが、15万円の供託金導入は、公職選挙法第92条に規定しています。

第四 施行期日等ですが、改正公職選挙法は、公布の日である6月12日から起算して、6月を経過した日である12月12日から施行となります。この法改正にあわせて、条例を制定するものです。

資料の2枚目「町村の選挙における公営拡大と供託金導入について」は、地方選挙の選挙公営及び供託金の状況を一覧表にしたものです。

公職選挙法の一部を改正する法律概要

第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成

※ 公営の前提としてのビラ頒布解禁については、「第二」参照

- ③ 選挙運動用ポスターの作成

第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	x ↓ ○	x ↓ ○	x ↓ ○	50万円	<全国町村会> 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望
町村議会議員選挙	x ↓ ○	x ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	↓ 供託金導入 15万円	<全国町村議会議長会> ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営を要望 ・供託金の導入